

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは以下の理念・考え方を定め実践しております。

1. 当社グループの企業理念

(1) 基本理念

「企業は社会の公器である」

(2) 経営理念

- ・チャレンジ精神の発揮
- ・ソーシャルニーズの創造
- ・人間性の尊重

(3) 経営指針

当社グループは、「個人の尊重」「顧客満足の最大化」「株主との信頼関係の構築」「企業市民の自覚と実践」を経営指針とし、公正で透明性の高い経営を行うとともに、ステークホルダーと誠実に対話し、信頼関係を築くことを目指す。

(4) 行動指針

当社グループを構成する個人と組織は、「品質第一」「絶えざるチャレンジ」「公正な行動」「自律と共生」を当社グループを構成する個人と組織の行動指針とし、「企業は社会の公器である」との自覚を持って質の高い行動を心がけ、自己の成長と事業の発展を追求する。

2. 当社グループのコーポレート・ガバナンスの目的と考え方

- (1) 当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの目的は、ステークホルダーの支持を得て、「企業の持続的な成長」を実現するために、「企業の競争力の強化」を図るとともに、そのことを「証明することが出来る仕組み(監視システム)」を構築し、機能させることである。
- (2) 当社グループは、全てのステークホルダーの期待に連鎖する目標として、『企業価値の長期的最大化』を経営目標とし、効率的で競争力のある経営を実現するために「最適な経営体制の構築」と「適正な企業運営」を行うとともに、そのことを証明する「経営・監視のしくみ」を充実していく。
- (3) 社外取締役を委員長とするコーポレート・ガバナンス委員会を取締役会の諮問委員会として設置し、当社におけるコーポレート・ガバナンスの継続的な充実と、経営の公正性・透明性をより高める。

3. 企業価値経営体制

(1) 経営監視と事業執行の分離

経営監視機能の強化はもとより、環境変化に迅速に対応できる俊敏なコーポレート・ガバナンスを目指し、経営監視と事業執行を分離している。執行役員制度を導入するとともに、事業最強化に向けたカンパニー制のもと、カンパニー社長への大幅権限委譲により、意思決定の迅速化と業務の効率化を実行している。

(2) 事業の自律の構造

顧客価値創造に特化できる自律した個々の事業体が、主体的に事業に取り組むとともに、コミットメント運営によって、役割・責任を明確にし、株主価値に基づいた企業価値経営を実践している。

(3) 内部統制システムの整備・強化

内部統制システムを整備し、持続的企業価値の向上を妨げるおそれのある内外のさまざまなリスクを常に明らかにして、的確な対応を実施する。

4. 企業運営における3つの視点

企業価値経営の適正な運営のために、「アカウンタビリティ(説明責任)の実行」「透明性の高い経営の実現」「倫理性の追求」の3つの視点を常に意識し、継続してコーポレート・ガバナンスを強化する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,487,300	5.21
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223	9,386,637	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,837,700	4.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,712,695	3.50
株式会社京都銀行	7,069,265	3.21
日本生命保険相互会社	5,500,801	2.49
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウ	4,566,131	2.07
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト, ロンドン レンディング	4,267,618	1.93
アカウ		
オムロン従業員持株会	4,127,641	1.87
メロン バンク エヌイー アズエージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス	3,429,108	1.55
ユーエス ペンション		

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

特になし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
富山 和彦	他の会社の出身者				○	○				○
桜井 正光	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
富山 和彦	○	証券取引所が規定する独立役員であります。当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしております。(詳細は、後述の「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。)	長年にわたり多くの企業経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任しています。また、独立役員の指定にあたっては、コーポレート・ガバナンス委員会において、当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしていることを確認し、取締役会で決議しております。
桜井 正光	○	証券取引所が規定する独立役員であります。当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしております。(詳細は、後述の「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。)	グローバルに展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任しています。また、独立役員の指定にあたっては、コーポレート・ガバナンス委員会において、当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしていることを確認し、取締役会で決議しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役は会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制および監査の方法ならびに国内外の子会社などの内部統制状況等について、定期的に説明を受けています。
- ・監査役は、月1回の監査役会に内部監査部門長を招聘し、逐次、監査結果の報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
千森 秀郎	弁護士				○					○
長友 英資	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
千森 秀郎	○	証券取引所が規定する独立役員であります。当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしております。(詳細は、後述の「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。)	弁護士であり、その専門性を当社の監査に反映頂くために社外監査役に選任しています。また、独立役員に指定にあたっては、コーポレート・ガバナンス委員会において、当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしていることを確認し、取締役会で決議しております。
長友 英資	○	証券取引所が規定する独立役員であります。当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしております。(詳細は、後述の「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。)	コーポレート・ガバナンスならびに内部統制システム等に精通しており、その専門性を当社の監査に反映頂くために社外監査役に選任しています。また、独立役員に指定にあたっては、コーポレート・ガバナンス委員会において、当社が独自に定める「社外役員の資格要件」を満たしていることを確認し、取締役会で決議しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【社外役員の独立性についての会社の考え方】

- ・当社は、会社法上の要件に加え独自の『社外役員の資格要件』(注)を策定し、この資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は十分に保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として届出をしております。
- ・社外役員全員を独立役員とすることについては、社外役員で構成するコーポレート・ガバナンス委員会に諮問し、独自に定める『社外役員の資格要件』が社外役員の独立性の判断基準として問題ないことを確認し、取締役会において決議しています。

(注)『社外役員の資格要件』(2010年12月21日改訂)

※社外役員新任候補者本人及び本人が帰属する企業・団体とオムロングループの間に、下記の資格要件を設ける。

1. 取締役候補・監査役候補に指名される前の過去5年間、オムロングループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと
2. オムロングループの大株主(総議決権の10%以上の株式を保有する者)、もしくはオムロングループが大株主の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
3. オムロングループの主要な取引先企業(*)の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
(*)主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業
4. オムロングループから取締役・監査役報酬以外に、本人が年間1000万円以上の報酬を受領しないこと

5. オムロングループの取締役・監査役または執行役員と親族関係(3親等以内)にないこと
6. オムロングループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
7. その他、オムロングループとの間に利害関係を有し、社外取締役・社外監査役としての職務を遂行する上で独立性に疑いがある場合

(注1) 上記の「オムロングループ」とは、オムロン株式会社およびオムロン株式会社の子会社とする。
 (注2) 社外役員が主要な役職を転職(退任含む)した場合は、社外役員の資格要件に基づき、再検証する

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

【報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針】

- ・当社は取締役の報酬等について、判断の客観性と透明性を高めるため、取締役会の決議により、取締役会の中に社外取締役を委員長とし、会長、副会長および社長を除く4名の取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は以下のとおり「当社の役員報酬の原則[考え方]」等を定めております。
- ・各取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会に諮問を行い、報酬諮問委員会は諮問に対して当該原則等に基づき審議のうえ答申しております。
- ・当社は、その答申を経て、株主総会の決議により決定した取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の範囲内で、各取締役の報酬等の額を取締役会の決議により、各監査役の報酬等の額を監査役の協議により、それぞれ決定しております。

<当社の役員報酬の原則[考え方]>

- 優秀な人材を経営者として登用(採用)・確保できる報酬とする。
- 役員が動機づけされ、企業価値の長期的最大化の貢献につながる報酬体系とする。
- 株主をはじめとするステークホルダーに対し、説明責任を果たせるよう「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。
- ・個人別の役員報酬における「透明性」「公正性」「合理性」を担保するために、全ての役員報酬について、報酬諮問委員会の諮問を経ることとする。
- 報酬の目的を明確にし、役員各位の役割に応じた報酬体系を構築する。

<取締役報酬の基本方針>

- 取締役の報酬は、基本報酬(月額報酬)、賞与、持株連動報酬(注)により構成する。
- ・優秀な人材の登用(採用)・確保するために、基本報酬を支給する。
- ・年度業績を重視し、成果インセンティブとして賞与を支給する。
- ・取締役の賞与は社内取締役についてのみ支給し、その額は役位ごとの基準額をベースに、税引前当期純利益、投下資本利益率(ROIC)、当社株主に帰属する当期純利益および1株あたりの配当を賞与の評価指標とし、評価指標の達成率、伸び率に応じて決定する。
- ・中長期的な業績反映を意図し、企業価値(株式価値)の最大化とリンクする報酬として、持株連動報酬を支給する。
- ・社外取締役については、その役割と独立性の観点から、業績反映報酬である賞与、持株連動報酬を支給せず、基本報酬のみとする。
- 退職慰労金は、支給しない。
- 報酬の水準は、外部専門機関を使い調査した他社水準を考慮し決定する。

<監査役報酬の基本方針>

- 監査役報酬は、その役割を考慮し、優秀な人材の登用(採用)・確保するための基本報酬(月額報酬)のみで構成する。
- 退職慰労金は、支給しない。
- 報酬の水準は、外部専門機関を使い調査した他社水準を考慮し決定する。

(注) 持株連動報酬とは、毎月一定の報酬額を支給し、その一定額で当社株式を毎月取得(役員持株会経由)し、この株式を在任期間中保有することをガイドラインとするものです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

- ・各取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会に諮問を行い、報酬諮問委員会は、諮問に対して前述の原則等に基づき審議のうえ答申しております。
- ・当社は、その答申を経て、株主総会の決議により決定した取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の範囲内で、各取締役の報酬等の額を取締役会の決議により、各監査役の報酬等の額を監査役の協議により、それぞれ決定しております。

■第74期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の役員報酬(単位:百万円)

	人数	基本報酬	賞与	報酬等の総額
取締役	7名	367	200	567
(うち社外取締役)	(2名)	(21)	(-)	(21)
監査役	4名	82	-	82
(うち社外監査役)	(3名)	(49)	(-)	(49)
合計	11名	449	200	649
(うち社外役員)	(5名)	(70)	(-)	(70)

(注)

- 取締役の基本報酬の限度額は、平成12年6月27日開催の第63期定時株主総会において月額3,500万円以内と決議されております。また、監査役の基本報酬の限度額は、平成9年6月27日開催の第60期定時株主総会において月額700万円以内と決議されております。
- 上記の取締役の基本報酬には、社外取締役を除く取締役に對し、持株運動報酬として支給いたしました金額が含まれております。
- 上記の取締役の賞与は、平成23年6月21日開催の第74期定時株主総会において、決議された金額です。
- 上記のほか、当社の社外監査役が監査役を兼任する子会社から、報酬等として当該社外監査役1名に対して18万円を支給しております。
- なお、取締役としての報酬等のほかに使用人分給与を受けている取締役はおりません。

* 上記は、「第74期定時株主総会招集ご通知」にも記載しており、当社ホームページに記載しております。 <http://omron.co.jp>
* 第74期有価証券報告書については、平成23年6月22日に発行いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

詳細は、前述「インセンティブ関係」をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 取締役会の議案を事前配布し、可能な限り訪問や電話などにより事前説明を行うとともに、情報の共有化を図っています。また社内報、プレスリリース、マスコミ掲載記事、および社内役員の外部での講演録などを配布し、できる限りの情報提供を実施しています。
- 社外取締役・社外監査役の専従スタッフは配置していませんが、「取締役室」「監査役室」に社外取締役・社外監査役を補佐する担当を設置し、サポートにあたっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

【現状のコーポレート・ガバナンス体制について】

当社は、取締役会の中に4つの諮問委員会を設置しており、透明性と客観性を高めるために全て社外取締役を委員長としています。

【人事諮問委員会】

取締役・執行役員の人事に関する選考基準・方針の策定と候補者の選定および現職の評価を行っています。

【社長指名諮問委員会】

社長の選定に特化して次期社長人事や、緊急事態が生じた場合の継承候補者を審議しています。

【報酬諮問委員会】

取締役・執行役員報酬に関する方針の策定と報酬水準および査定、報酬額の審議を行っています。

【コーポレート・ガバナンス委員会】

コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と、経営の公正性・透明性を高めるための施策について議論しています。

【経営・監視のしくみ】

- 取締役会を少人数化し、取締役会における実質的な議論を確保し、迅速な意志決定を行います。
- 事業執行を兼務する取締役は社長のみとし、経営と執行を分離して、業務執行のモニタリング機能を強化しています。
- 取締役会議長と最高経営執行者(CEO)を分離し、取締役会議長はステークホルダーの代表として、執行監視を実施しています。
- 株主の皆様に対する経営陣の責任の明確化と、経営環境の変化に対し迅速に対応するために、取締役の任期を1年としております。
- 取締役会の出席については、2010年度における取締役7名の平均出席率は98.1%、監査役4名の平均出席率は100%でした。
- 社長直轄の内部監査部門を設置し、当社の業務監査を実施します。

【監査機能】

- 監査役会は、監査役4名で構成しております。
- 監査役会による取締役ヒヤリングの実施等、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し取締役を含めた経営の日常的活動の監視を行っております。 ※P10「6. 監査役監査の実効性を確保するための体制」もご参照ください。

【業務執行体制】

- それぞれの市場や顧客に最適な事業運営を自立的に遂行するために、5つのドメイン(2つの社内カンパニーと3つの事業会社)に区分した社内カンパニー体制を採用しています。カンパニー社長への大幅な権限委譲により、意思決定の迅速化と業務の効率化を実現しています。
- また、コミットメント運営によって、役割責任の明確化と報酬インセンティブ化を図っています。
- 毎月、執行会議を開催し、直轄長の権限を越え、かつ社長の権限範囲内で、複数部門に関連する影響の大きい業務執行案件およびグループの成長戦略の審議・決議、執行状況のモニタリングと変化対応策の決定などを行っています。

(2) 社外取締役に関する事項

【社外取締役の機能及び役割】

- 社外役員の選任については、「社外役員の資格要件」を満たしていることを前提条件とし、人事諮問委員会において、取締役の各選任基準に従い選任を行っています。
- 社外取締役の選任については、幅広い見識と豊富で多様な経験を保有し、鋭い経営監視と有益な意見申・提言をいただけることを期待し選任しています。

(3) 監査役の機能強化に向けた取組状況

【監査役監査体制】

P10「6. 監査役監査の実効性を確保するための体制」をご参照ください。

【財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況】

監査役 長友氏は、株式会社東京証券取引所執行役員、常務取締役(最高自主規制責任者)などの要職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有されています。

【独立性の高い社外監査役の選任状況】

P4「会社との関係(2)」および「独立役員関係/その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社です。
前述のとおり、取締役会による業務執行の監督および監視機能と、監査役会による監査機能を有しております。
また、社外取締役が委員長を務める4つの諮問委員会を設置し、経営陣の意思決定に対する透明性と客観性を高めています。

このように、監査役会設置会社として、委員会設置会社のコーポレート・ガバナンス体制のいい面を取り入れたハイブリット型のコーポレート・ガバナンス体制は、当社にとって最適な体制であると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前の発送を基本としています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の4~5営業日前を基準に開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	平成15年総会より、インターネットによる議決権行使を導入し、パソコンおよび携帯電話による行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームには平成18年より参加しており、海外機関投資家向けに、英文の招集通知も掲載しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文(全文)は和文と同時にホームページに提供しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページのIRサイト上に、日・英版で公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、IR支援会社、新聞社等が企画する説明会への参加を頻繁に実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、スモールミーティング、テレフォンコンファレンスを四半期に実施しています。 決算説明会は動画配信も実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	日本での四半期ごとの決算説明会を英語でストリーミング配信しています。 海外投資家への個別訪問を定期的に実施しています。 証券会社主催の海外投資家向け説明会に毎年2回~3回参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算資料、年次データのアンニュアルレポート、適時開示資料等、全て日・英版で記載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営IR室(社長直轄部門) 担当役員: 執行役員 経営IR室長 安藤 聡	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」の中の「経営指針」の冒頭で、以下のとおりステークホルダーに対する姿勢を宣言しています。 『オムロングループは公正で透明性の高い経営を行うとともに、ステークホルダーと誠実に対話し、信頼関係を目指します。』 さらに、当社が重要であると考えているステークホルダーごとに、それぞれの立場を尊重する姿勢を以下のとおり明示しています。 社員に対しては、「個人の尊重」。顧客に対しては、「顧客満足の最大化」。株主・投資家に対しては、「株主との信頼関係の構築」。社会に対しては、「企業市民の自覚と実践」。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境保全活動については、環境方針の中で、環境への基本姿勢を示すとともに、企業経営への環境の組み込み(エコマネジメント)、環境配慮型商品・環境貢献商品の創出(エコプロダクツ)、環境に優しい事業活動(エコファクトリー/ラボラトリー/オフィス)、環境に配慮した物流(エコロジスティクス)、社会への環境情報公開と環境貢献活動(エココミュニケーション)、全員が環境意識を持ち活動(エコマインド)に取り組んでいます。 ・CSRについては、「事業を通じてよりよい社会をつくること」「企業活動を進める上で常に公明正大であること」「社会が抱える課題に当事者として自ら取組むこと」という「3つの柱」を当社が果たすべきCSR取り組みの基本方針として、ソーシャルニーズの創造、環境、人権、企業倫理、社会貢献活動、障害者の社会参画への支援など、幅広い取組みを実行しています。 なお、これらの内容については「企業の公器性報告書」の中で報告しています。 ・CSRの取組みの全社的な推進を図るべく、社長を委員長とするグループCSR行動委員会を設置し、CSRに関わるグループの方針の設定、重要なCSR関連活動の全社的な推進を行っています。
	情報開示の方針ならびに独自の開示基準を定め、全ての企業活動において徹底しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

また、透明性の高い経営の実現を目指すべく、グループCSR行動委員会の監視のもと、当社グループに関する重要情報の社外開示について、適時に積極的な開示を行っています。

その他

当社では、「企業は社会の公器である」という考え方を企業理念の中核に置き、「オムロングループは、企業が国際社会の一員であることを自覚し、経済・環境・社会的な要請にバランスよく応えるために、ステークホルダーと誠実に対話し、さらなる信頼関係を構築していきます。そして、社会の持続的発展に積極的かつ先駆的に寄与することや、公正かつ透明性の高い企業活動を行うことを通して、率先して「公器」としての役割を果たします。」と表明しています。これは「CSR経営」の宣言であると同時に、「ステークホルダーを重視する経営」の宣言でもあります。

すなわち、企業はさまざまなステークホルダーとの相互関係の中で成り立っており、そうしたステークホルダーが企業に寄せている期待や要請に応えなければなりません。そのため、ステークホルダーと誠実に対話し、可視性を高めるとともに、時にはステークホルダーと企業活動の企画や実行を共にするなどの取組みを通じて信頼関係を構築していくことが、「ステークホルダーを重視する経営」の実践です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則にもとづき、以下のとおり、当社および当社の関係会社（以下、当社グループという）の内部統制システムを整備しています。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 複数の社外取締役を設置し、取締役会議長と社長（CEO）を分離するなど、取締役会による経営監視機能を強化します。
- (2) 社外取締役を委員長とする人事・社長指名・報酬の各諮問委員会を取締役に設置し、取締役・執行役員の指名・昇格・報酬について諮問を行い、判断の客観性と透明性を高めます。
- (3) 「オムロングループ CSR 行動ガイドライン」をオムロングループの「社会的責任を果たす企業経営」を実践するための基本的な取組み方針と役員・従業員の具体的な行動指針を示したものととして周知し、法令遵守の徹底を図ります。
- (4) 「社会的責任を果たす企業経営」を推進するための組織として、社長を委員長とするグループCSR行動委員会を設置し、企業倫理・コンプライアンスをその活動の重要課題の一つとして位置付けます。同委員会を通じ、当社グループの企業倫理・コンプライアンスを推進します。具体的な活動としては、社長自ら企業倫理・コンプライアンスに関する指示を発信し周知徹底の機会を設けるとともに、企業倫理・コンプライアンスに関する従業員への定期的な研修等を行います。
- (5) 社内外に設置している「企業倫理 119 番」を内部通報窓口とし、「オムロングループ CSR 行動ガイドライン」・就業規則・法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、通報を受け付けます。また、法令・社内規定に従って 通報内容を秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行いません。
- (6) 社長直轄の内部監査部門を設置し、当社の業務監査を実施します。
- (7) 当社グループの財務報告の適正性確保のために、各部門が業務プロセスの整備・運用状況の自己点検を行ったうえで内部監査部門がモニタリングすること等により、法令等に従い適切に報告書を提出できる体制の充実に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「取締役会規程」に従い、取締役会議事録を10年間保存し管理します。
- (2) グループ経営と意思決定に関する基本方針・原則を定めた「経営規程」に従い、重要事項の決定については決裁書を発行します。決裁書や執行会議事録等職務の執行状況を示す主要な文書等は、法令・社内規定に基づいて保存し管理します。
- (3) 透明性の高い経営の実現を目指すべく、情報開示をグループCSR行動委員会の重要な課題の一つとして位置付けます。同委員会の監視のもと、当社グループに関する重要情報の社外開示については適時に積極的な開示を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループCSR行動委員会を通じ、定期的にリスク洗い出しを行い、重点対応リスクおよび対応方針を決定し、対応策を実施します。
- (2) 上記のうち全社に關係する重大リスクについては、特別委員会を設置するなど、社内カンパニーを横断した全社対応を行います。
- (3) 危機発生時には「危機管理基本規定」に従い報告・情報伝達を行い、必要な対応チームを編成します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を採用するとともに取締役を少人数に保ち、取締役会における実質的な議論を確保し迅速な意思決定を行います。
- (2) 取締役会に加えて執行会議を設置し、社長の権限の範囲内で重要な業務執行案件の審議・決定を行います。
- (3) 社内カンパニー制を採用し、各社内カンパニー社長への大幅な権限委譲により、意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 国内および海外の関係会社においても当社グループ企業理念を共有します。
- (2) 国内はもちろん海外においても「オムロングループ CSR 行動ガイドライン」を主要各国語で作成し、グローバルに役員・従業員へ周知徹底を図ります。
- (3) 各関係会社においては、企業倫理・コンプライアンスの推進責任者を任命するなど、企業倫理・コンプライアンスの推進体制を構築することにより、各社の内部統制システムの整備を図ります。
- (4) 内部監査部門が、国内および海外の関係会社の業務監査を実施します。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役を補助するため、監査役室及び専任者を設置しており、監査役室スタッフは監査役の指揮命令下で職務遂行します。
- (2) 監査役室スタッフの人事評価、任命・異動は監査役会が同意します。
- (3) 取締役会および使用人が監査役に報告するための体制として、監査役会による取締役・執行役員への定期ヒアリング、社長との定期意見交換、執行役員から業務報告を受領する制度等を確保します。さらに監査役会に内部監査部門長を招聘し、内部監査報告を実施します。
- (4) 弁護士・会計士等の法務または、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を含む半数以上の社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。
- (5) 監査役は、取締役会に加えて執行会議、グループCSR行動委員会等の重要な会議にも出席し、意見を述べます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方等に基づき、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めるとともに、体制の整備を図っています。

反社会的勢力による被害の防止および反社会的勢力の排除について、当社は、「オムロングループCSR行動ガイドライン」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係をもたず、断固として対決する」という基本的な取組み方針を社内外に宣言するとともに役員・従業員の行動指針を定め、基本方針等の周知を図っています。また、担当部署および責任者を定め、平時から、警察・顧問弁護士等の外部の専門機関との連携関係の構築や情報の収集を行っています。反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、「危機管理基本規定」および対応マニュアルに従い報告・情報伝達を行い、必要な対応チームを編成のうえ、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関と連携して組織的に対応することとしています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

さらなる事業の拡大やグローバル展開に対し、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制をさらに強化します。また、企業理念を周知徹底するとともに、「アカウンタビリティ(説明責任)の実行」、「透明性の高い経営の実現」、「倫理性の追求」の3つの視点を常に意識した経営を行い、コーポレート・ガバナンスの強化を継続的に実行していきます。

<オムロンのコーポレート・ガバナンス体制>

